

令和5年5月18日

取引業者各位

新潟県立中央病院
病院長 長谷川 正樹

新型コロナウイルス感染防止に係る業者訪問の制限について（第7報）

平素より当院の病院経営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

感染症法上、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行したことに伴い、関係業者の訪問制限を下記のとおりとします。

引き続きご迷惑をおかけしますが、メーカー等の関係者の皆さまへ周知いただくとともに、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方について

- ・ 院内立入は必要最小限とします（納品・修理・緊急時の対応等の業務を制限するものではありませんが、院内での滞在は必要最小限に留めてください）。
- ・ 営業活動・あいさつ回りによる来院は、予約を取ってからお越しください。廊下等での長時間の滞在は控えていただくようお願いいたします。
- ・ 打ち合わせ、情報提供など必ずしも対面による対応が必要でない業務については、メールやオンラインミーティング等により行うようお願いいたします。

2 訪問の制限について

上記1に関わらず、次のいずれかに該当する方は、訪問不可とします。

- 2週間以内に新型コロナウイルス感染症患者とのとの接触がある方
- 体温が37.0℃以上、または平熱より0.5℃以上高い
- 咽頭痛、鼻汁・鼻閉等のカゼ症状、咳嗽、呼吸困難等の呼吸器症状

3 訪問時の対応について

来院される場合は、事前に体温計測を行い、マスクの着用・手指消毒の励行等、感染拡大防止策の徹底をお願いします。